

高齢者虐待対応マニュアル



塩 尻 市

目次

1	はじめに.....	2
2	高齢者虐待とは	3
3	高齢者虐待対応の流れ.....	6
	(1) 養護者による虐待への対応	
	塩尻市における養護者による高齢者虐待への具体的な対応手順.....	7
	相談・通報・届出への対応.....	8
	(2) 養介護施設従事者等による虐待への対応	
	塩尻市における養介護施設従事者等による虐待への対応手順.....	12
	相談・通報・届出への対応.....	14
4	高齢者虐待に関する相談窓口.....	16
5	資料.....	17

1 はじめに

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、本市においても地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待対応を行っています。

高齢者虐待は、当事者に虐待をしているという自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者自身が養護者をかばう、他者に知られたくないなどの思いがあり、周囲には見えにくく、発見しにくい状況にあります。虐待の早期発見のためには、高齢者虐待に対する認識を深め、サインに気付くことが大切です。

この高齢者虐待対応マニュアルは、地域包括支援センターの役割を明確にし、介護サービス事業者、居宅介護支援事業者に対し、高齢者虐待のサインに気づき、適切な養護者支援につなぐための手引きとしてご活用いただくことを目的に作成しました。

2 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待防止法の成立

高齢者虐待の増加にともない、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「法」という。）が成立し、平成18年4月1日から施行されました。

(2) 高齢者虐待の定義

「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（法第2条1項）。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています（法第2条第4項、及び第5項）。

①養護者による高齢者虐待

「養護者」とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」（法第2条第2項）とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人が該当します。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う虐待行為をいいます。

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等」とは老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業	

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、上記の者が行う虐待行為をいいます。

(3) 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、虐待の種類を次のように定義しています。

①身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること」（法第2条第4項第1号イ）

「身体的虐待」とは暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為をいいます。

具体的な例

- 叩く、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる、乱暴に体位を変える。
- ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。
- 閉じ込める、バリケードをする。

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」（法第2条第4項第1号ロ）

「介護・世話の放棄・放任」とは介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていることをいいます。

具体的な例

- 入浴しておらず、異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。
- 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。
- 「忙しい」を理由に「できない」といって介助しない。

③心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」（法第2条第4項第1号ハ）

「心理的虐待」とは、脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えることをいいます。

具体的な例

- 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- 命令的な言葉遣いをしたり、侮辱を込めて、子どものように扱う。
- 何度も同じことを言う高齢者を無視する。

④性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」（法第2条第4項第1号ニ）

「性的虐待」とは、本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要のことをいいます。

具体的な例

- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- キス、性器への接触、セックスを強要する。

⑤経済的虐待

「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」（法第2条第4項第2号）

「経済的虐待」とは、本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限することをいいます。

具体的な例

- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、または使わせない。
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する。

3 高齢者虐待対応の流れ

法では、高齢者虐待防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

塩尻市においても行政を責任主体として多くの専門職が連携しながらチームアプローチで対応します。

(1) 養護者による虐待への対応

ア 養護者による高齢者虐待の発見

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村への通報努力義務、当該高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合はすみやかな市町村への通報義務（法第7条）が課せられています。また、高齢者福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない（法第5条）とされています。

虐待を早期発見し、深刻化を防ぐことは、虐待を受けている高齢者はもちろん、虐待をしている養護者のためにも必要なことです。

28～29ページに虐待の疑われる場合のサインを例示しました。チェックシートを活用し、少しでも虐待の疑いがあると感じたら、地域包括支援センターまでご相談ください。

イ 個人情報保護

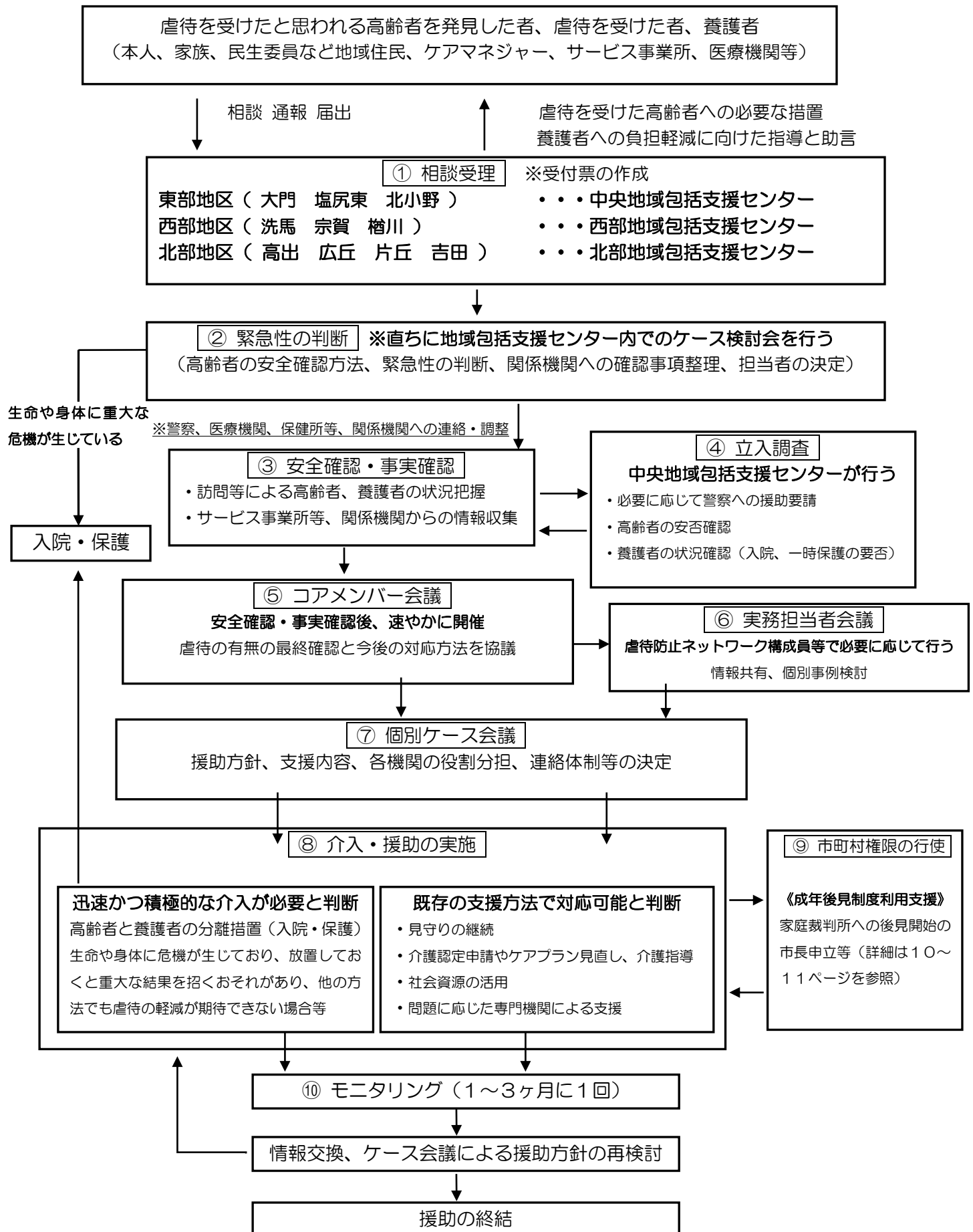
相談、通報、届出を行った者の秘密は守られます。

「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」という。）には、本人の同意なしに、特定の目的以外に個人情報を取り扱ってはならない（保護法第16条・利用目的の制限）、第三者に提供してはならない（保護法第23条）が義務付けられています。ただし、高齢者虐待の対応においては、本人の保護のために、同条の例外規定に該当する場合があります。

法では、市町村の職員に対し、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務を課しています（法第8条）。

7ページにて塩尻市における養護者による虐待への対応手順を紹介します。

塩尻市における養護者による高齢者虐待への具体的な対応手順



ウ 相談・通報・届出への対応

① 相談受理

相談、通報等を受けた地域包括支援センター職員（以下、職員）は相談内容を聞き取り、受付票、記録を作成します。

必要時には、警察やケアマネジャー、介護サービス事業所等の各関係機関からも情報収集を行います。

② 緊急性の判断

高齢者虐待に関する相談、通報等では緊急な対応が求められる事態が考えられます。

相談、通報等を受けた職員は、早急に地域包括支援センター所長やそれに準ずる者などに報告し、直ちに地域包括支援センター内でケース検討会を開催し、緊急性の判断、高齢者の安全確認方法、虐待の事実確認方法等を話し合い、情報の共有と当面の対応方針について組織的に判断していきます。

緊急性が高いと判断できる状況

生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予想される

- 骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- 極端な栄養不良、脱水症状
- 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予想される情報
- 器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施、もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある

- 虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
- 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

- 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
- 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が見込めそうにない

高齢者本人が保護を求めている

相談、通報等を受け、地域包括支援センターでは、収集した情報とセンター内でのケース検討会の結果を踏まえ、当該高齢者の安全確認及び事実確認を行います。生命や身体に関わる危険が大きい場合は、警察や医療機関等の関係機関と連携し、入院、保護の調整を行います。

③ 安全確認、事実確認

訪問等による状況把握や関係機関からの情報収集を行います。

虐待を行う者は虐待の自覚がない場合が多く、受けている高齢者も虐待を受けているという自覚がない場合があります。虐待の事実確認の際には、高齢者や養護者の自覚の有無を問いません。客観的な判断が下せるよう複数の職員で対応します。

④ 立入調査

相談、通報等から虐待が明確に判断できない場合は、高齢者の安否や養護者の状況を確認するための立入調査を行います。被虐待者自身がどう考えているか、本人の意思の確認も必要です。

法では、市町村に対して、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、当該高齢者の住所や居所への立入調査（法第11条）を認めています。塩尻市では中央地域包括支援センターの職員が立入調査を行います。

必要があれば、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に援助を要請します（法第12条）。その場合、高齢者虐待事案に係る援助様式（32ページ参照）を活用します。

⑤ コアメンバー会議

長寿課長、地域包括支援センター所長、各専門職間で虐待の有無の最終確認と今後の対応方法を検討します。

⑥ 実務担当者会議

塩尻市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク構成員等で、必要に応じて情報共有や個別事例検討を行います。

⑦ 個別ケース会議

コアメンバー会議にて、虐待の有無を最終確認後、地域包括支援センターは速やかに関係機関に出席要請を行い、個別ケース会議を開催し、援助方針や支援内容、主担当者、役割分担、連絡体制等を決定します。

⑧ 介入・援助の実施

※迅速かつ積極的な介入が必要と判断された場合

当該高齢者の生命又は身体に危険が生じており、放置しておくとならば重大な結果を招くおそれがある場合は高齢者と虐待者の分離措置を行います。

※既存の支援方法で対応が可能と判断された場合

継続的な見守りと虐待の予防的支援を行います。

要介護認定を受けている高齢者であれば、サービスの量を増やせるよう、ケア

プランの見直しを行ったり、未申請者に対しては、認定の申請代行や介護に関する情報提供等を行います。

関係専門機関への援助要請等、社会資源の活用を検討します。

⑨ 市町村権限の行使

成年後見制度利用支援

養護者による高齢者虐待の場合、本人の判断能力が低下していても、他の親族等の協力を得ることが難しいことがあります。

高齢者虐待防止法では、老人福祉法第 32 条に基づき、市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求を行うこと（法第 9 条第 2 項、法第 27 条第 2 項）が規定されており、成年後見制度の活用が原則とされています。

地域包括支援センターでは成年後見制度に関する相談に応じたり、申立の手続きの支援を行います。

11 ページにて成年後見制度市長申立の流れを紹介します。

⑩ モニタリング

地域包括支援センターでは、定期的な訪問や関係機関からの連絡等により、モニタリングを行います。また、状況に応じてケース会議を行い、援助方針の再検討を行います。本人の安全が確保されたり、虐待のリスクが解消されたときには虐待対応を終結します。

成年後見制度市長申立の流れ

1. 情報の把握・主担当者の決定 (中央・西部・北部包括)	介護支援専門員、介護サービス事業所、民生委員等からの相談、情報をまとめる、訪問の実施、ケア会議の開催
2. 成年後見制度の必要性を検討 (中央・西部・北部包括)	寄せられた情報の事実関係を確認 判断能力低下の有無の確認 本人の心身・日常生活の状況、資産状況等の把握
3. 市長申立の判断 (中央包括で行う)	本人の情報を的確に把握し、市長申立を行うべきかを市として判断する

①-1 親族調査
二親等内の親族（他の申立権者）の有無を戸籍等により確認

いる

二親等内の親族に申立の意思を確認し、申立の意思がある、またはすでに四親等以内で申立を行う予定の者が明らかな場合は、その者に申立を行うよう支援・依頼

※二親等以内の親族が、「本人への虐待がある」

「連絡がつかない」等の場合は、「いない」として扱う

いない

市長申立の検討対象

①-2 後見登記の有無の確認
東京法務局から本人の「登記事項証明書」を取り寄せ、任意後見受任者等の有無を確認。

登記あり

任意後見受任者等に対応を依頼する

登記なし

市長申立の検討対象

②申立の要否の検討、市長申立の決定 市長申立の対象となるか、必要性があるかを検討し、決定する

4. 申立書類の作成（中央包括で行う）

① 診断書の依頼

② 成年後見人等候補者の検討

申立段階で適当と思われる候補者の職種等の検討、必要に応じて成年後見支援センター運営委員会にて相談する

③ 申立費用の負担についての検討

原則として申立人（市長）が負担するが、申立費用を本人に求償することができる

5. 家庭裁判所に申立（中央包括で行う）

① 必要書類の提出

② 申立費用の納入

6. 後見開始の審判等（審判確定後、法定後見開始）

(2) 養介護施設従事者等による虐待への対応

ア 養介護施設従事者等による虐待の発見

養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対して、市町村への通報努力義務が規定されており、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合には、速やかな市町村への通報義務（法第21条）が課せられています。

本人や家族はもちろん、発見者が養介護施設従事者等の場合であっても同様の義務が課せられます。

イ 個人情報の保護

相談、通報、届出を行った者の秘密は守られます。

保護法には、本人の同意なしに、特定の目的以外に個人情報を取り扱ってはならない（保護法第16条・利用目的の制限）、第三者に提供してはならない（保護法第23条）が義務付けられています。ただし、高齢者虐待対応においては、本人の保護のために、同条の例外規定に該当する場合があります。

法では、通報、連絡、相談を受けた市町村及び報告を受けた都道府県の職員に対し、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務を課しています（法第23条）。

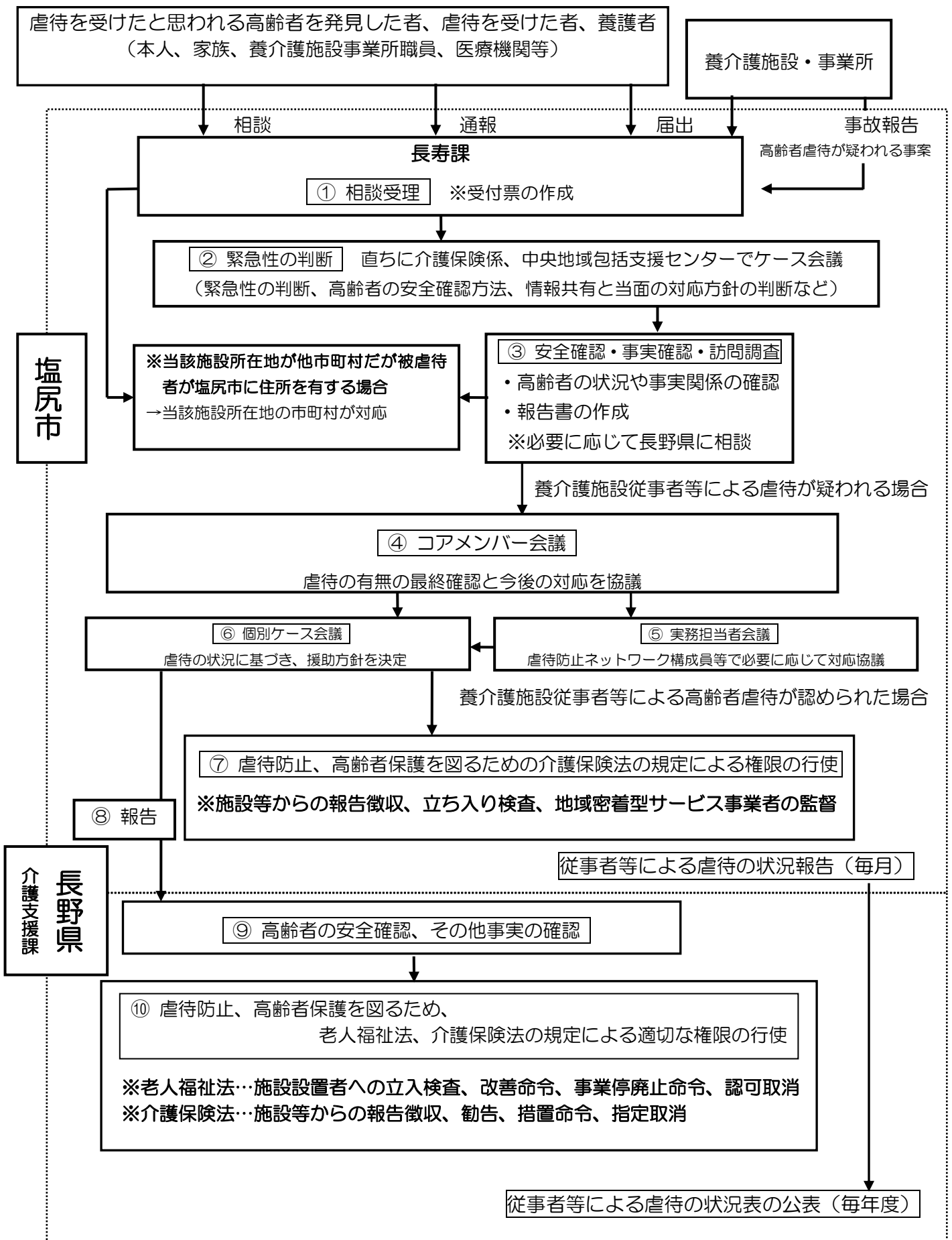
ウ 通報等による不利益取扱いの禁止

法では、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設内で抱えてしまうことなく、早期発見、早期対応ができるよう次のように通報者を保護する規定が設けられています。

刑法上の秘密漏示罪その他守秘義務に関する規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第21条第6項）、通報等を行った養介護施設従業者等は通報等を行ったことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（法第21条第7項）とされています。

13ページにて塩尻市における養介護施設従事者による高齢者虐待の対応手順を紹介します。

塩尻市における養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応手順



工 相談・通報・届出への対応

塩尻市

① 相談受理

相談、通報等を受けた長寿課職員は、相談内容を聞き取り、受付票、記録の作成を行います。

高齢者、施設・事業所、通報者に関する情報、虐待の内容や情報源等、客観的な情報の収集を行います。

② 緊急性の判断

通報等を受けた職員は早急に長寿課長に報告し、直ちに介護保険係、中央地域包括支援センターでケース会議を開催し、緊急性の判断、高齢者の安全確認方法、虐待の事実確認方法等を話し合い、情報の共有と当面の対応方針について組織的に判断していきます。

③ 安全確認・事実確認・訪問調査

介護保険係は収集した情報とケース会議の検討結果を踏まえ、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設・養介護事業所及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対し、安全確認や事実確認を行い、報告書を作成します。

通報等がなされた施設・事業所が有料老人ホームであっても、塩尻市が第一義的に事実確認調査を行います。

ここでの調査は、あくまでも当該施設及び事業所の任意の協力の下に行われるものですが、当該施設及び事業所の協力が得られない場合は、早期に県へ報告し、共同での事実確認を検討します。

※当該施設が他の市町村の場合の対応

通報等への対応は、養介護施設の所在地の市町村が行います。

塩尻市内の養介護施設で高齢者虐待が発生した場合は、塩尻市役所長寿課が対応します。塩尻市に住所を有する高齢者が入所している他市町村の施設で高齢者虐待が発生した場合は、速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぎ、必要な情報提供を行います。

④ コアメンバー会議

長寿課長、介護保険係、中央地域包括支援センター職員で虐待の有無の最終確認と今後の対応方法を検討します。

⑤ 実務担当者会議

塩尻市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク構成員等で、必要に応じて情報共有や個別事例検討を行います。

⑥ 個別ケース会議

養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる場合に速やかに開催し、援助方針を決定します。

⑦ 虐待防止・高齢者保護を図るため介護保険法の規定による権限の行使

養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合、介護保険法に基づき、施設等からの報告徴収や立入調査、地域密着型サービス事業者の監督等を行います。

⑧ 長野県への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告する義務（法第 22 条）が課せられています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた場合、介護保険係は長野県介護支援課へ虐待状況の報告を行います。

報告すべき事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 虐待の事実が認められた養介護施設・養介護事業者の情報（名称、所在地、サービス種別）② 虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度その他の心身の状況）③ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）④ 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種⑤ 市町村が行った対応⑥ 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容 |
|---|

長野県

⑨ 高齢者の安全の確認、その他事実の確認

報告を受けた県は、高齢者の安全確認と事実確認の調査を行います。県からの依頼を受け、市町村が同行することもあります。

⑩ 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るために、市町村または都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使することと（法第 24 条）とされています。

※詳細は 31 ページの老人福祉法・介護保険法による権限規定を参照

虐待状況の公表

虐待の事実が認められた場合は、高齢者虐待の状況、虐待に対して取った措置、施設・事業所の種類等の公表（法第 25 条）を行います。

4 高齢者虐待に関する相談窓口

高齢者虐待を防止するためには、まず身近なところでの異変に気付くことが必要です。気付いたらひとりで抱え込まずに下記までご相談ください。通報者の秘密は守られます。

塩尻市役所長寿課 0263-52-0280 (代)
塩尻市ホームページ https://www.city.shiojiri.lg.jp/

地域包括支援センター

	担当地区	住 所	電 話
中央地域包括支援センター	東部エリア (大門・塩尻東・北小野地区)	塩尻市大門六番町 4-6 (保健福祉センター内)	0263-52-0280(代) 内線 2131、2132
西部地域包括支援センター	西部エリア (洗馬・宗賀・櫛川地区)	塩尻市宗賀 1298-514 (すがのの郷内)	0263-88-9005
北部地域包括支援センター	北部エリア (高出・広丘・片丘・吉田地区)	塩尻市広丘野村 2223 (特別養護老人ホーム こまくさ野村渋池内)	0263-88-3314

長野県 介護支援課

住 所	電 話
長野市南長野字幅下 692-2 長野県庁本庁舎 4 階	026-235-7111 (直通)

松本保健福祉事務所

住 所	電 話
松本市島立 1020	0263-47-7800 (代)

塩尻警察署 生活安全課

住 所	電 話
塩尻市宗賀 73-305	0263-54-0110 (代)

5 資料

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

□ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

□ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介

護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができ
きる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理
に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規
定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを
妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解
雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による
届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設
従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養
介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都
道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指
定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合
を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定
による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知
り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府
県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員につい
ても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の
規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市
町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することによ
り、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当

該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

高齢者虐待発見チェックシート

身体的虐待のサイン

チェック	例
	身体に小さなキズが頻繁に見られる
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある
	頭、顔、頭皮等にキズがある
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	「怖いから、家にいたくない」等の訴えがある
	キズやあざの説明のつじつまが合わない
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）のサイン

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる
	汚れたままの下着を身につけるようになる
	かなりのじょくそう（褥瘡）ができてきている
	身体からかなりの異臭がするようになってきている
	適度な食事を準備されていない
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
	栄養失調の状態にある
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

セルフネグレクト（自己放任）のサイン

	昼間でも雨戸が閉まっている
	電気ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
	配食サービス等の食事がとられていない
	薬や届けた物が放置されている
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見られる
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

セルフネグレクト（自己放任とは）

認知症等により、判断能力の衰えたひとり暮らしの高齢者が、自ら他者に対して援助を求めず、自分で自分の日常生活を放置している状態。高齢虐待に準じた対応が必要

心理的虐待のサイン

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等が見られる
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
	身体を萎縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状が見られる
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）が見られる
	自傷行為が見られる
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする

性的虐待のサイン

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
	肛門や性器からの出血やキズが見られる
	生殖器の痛み、かゆみを訴える
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
	主治医や保健、福祉の担当者と話すことや援助を受けることに躊躇する
	睡眠障害がある
	通常的生活行動に不自然な変化が見られる

経済的虐待のサイン

	年金や財産収入等があることは明白であるにもかかわらず、お金がないと訴える
	自由に使えるお金がないと訴える
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と衣食住等生活状況の落差が激しくなる
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

養護者の態度に見られるサイン

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
	高齢者に対して過度に乱暴な口の聞き方をする
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとししない
	保健、福祉の担当者とうの嫌うようになる

地域からのサイン

	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはがれている、ゴミが捨てられている）を示している
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない
	気候や天候が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿が見られる

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

年 月 日

警察署長 様

塩 尻 市 長

印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり支援を依頼します。

依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場 所		
	援 助 方 法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での調査 <input type="checkbox"/> その他()	
高 齢 者	ふ り が な 氏 名	□ 男 ・ □ 女	
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()	
	電 話	() — 番	
	職 業 等		
養 護 者 等	ふ り が な 氏 名	□ 男 ・ □ 女	
	生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()	
	電 話	() — 番	
	職 業 等		
虐待の状況	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐 待 の 内 容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担 当 者 ・ 連 絡 先	所 属 ・ 役 職		氏 名
	電 話 () — 番 内 線		
	携 帯 電 話 — — 番		

老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第 18 条	都道府県知事	老人居宅介護支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所者施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム、特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収、立入検査等
	第 18 条の 2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第 19 条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停止命令、認可取消
	第 29 条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令

介護保険法	第 76 条	都道府県知事 市町村長	指定居宅サービス事業者等（事業者であった者、従事者であったもの、従業者であった者）に対する報告徴収・立入調査等
	第 76 条の 2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 77 条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 78 条の 7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 78 条の 9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 78 条の 10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 83 条	都道府県知事 市町村長	指定居宅介護支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 83 条の 2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 84 条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 90 条	都道府県知事 市町村長	指定介護老人福祉施設開設者等（施設の長、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 91 条の 2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設の指定取消・指定の効力停止
	第 100 条	都道府県知事 市町村長	介護老人保健施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等
	第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設の許可取消・許可の効力停止
	第 112 条	都道府県知事 市町村長	指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告徴収・立入検査等
	第 113 条の 2	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 114 条	都道府県知事	指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 7	都道府県知事 市町村長	指定介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 27	市町村長	指定介護予防支援事業者等（事業者であった者、従業者であった者）に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 29	市町村長	指定介護予防支援事業者の指定取消・指定の効力停止

参考文献

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

平成 30 年 3 月 厚生労働省老健局

「高齢者虐待に向けた体制構築のために―東京都高齢者虐待対応マニュアル―」

平成 18 年 3 月 東京都福祉局

「高齢者虐待防止における評価体制の構築 市町村の高齢者虐待防止対策の質的改善につながる方策の検証及び普及に関する研究報告書」

平成 22 年 3 月 大阪府立大学人間社会学部 黒田研二

「高齢者虐待防止マニュアル 改訂版」 平成 23 年 4 月 青森市健康福祉部高齢介護保険課

「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」

平成 23 年 7 月 社団法人日本社会福祉士会

「市町村・都道府県のための養介護施設従事者による高齢者虐待対応の手引き」

平成 24 年 3 月 社団法人日本社会福祉士会

「長野県要介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について」

平成 29 年 1 月 長野県健康福祉部介護支援課

高齢者虐待対応マニュアル

平成 24 年 8 月

平成 27 年 10 月改版

令和 2 年 10 月改版

発 行 塩尻市健康福祉事業部長寿課
塩尻市中央地域包括支援センター

住 所 〒399-0786
塩尻市大門七番町 3 番 3 号

電 話 0263-52-0280 (代)
(内線 2131)